

日本消化器内視鏡技師学会演題応募要領について

演題応募要領及び演題審査方法

- ・日本消化器内視鏡技師学会の筆頭演者（発表者）については日本消化器内視鏡技師会の会員に限ります。
- ・消化器内視鏡技師会員とは日本消化器内視鏡学会による、消化器内視鏡技師の認定を受けた者で、日本消化器内視鏡技師会の会員登録をされ、かつ継続されている者である。但し、共同演者（共同研究者）は内視鏡技師会会員でなくても連名応募が可能です。
- ・応募演題は、過去に発表されたものは二重投稿にあたり応募することはできません。また、プログラム委員会で一度不採用になった演題は再投稿を禁止します。
- ・応募のカテゴリーは開催学会の指定する発表者を除き、一般演題・シンポジウム・パネルディスカッション・ポスターなど全てに適用するものといたします。
- ・演題には利益相反の有無と倫理的配慮を行って旨を記載して下さい。

応募演題は応募者匿名により数名の査読委員により査読を行い、プログラム委員会で採否を決定します。

特例措置として、春の日本消化器内視鏡技師学会への応募で、直前の消化器内視鏡技師認定試験を受けられる方は、合格することを前提に応募演題を受諾するが、発表時に不合格であった場合は、演題の取り下げか、会員の共同研究者に代わって演題発表を行っていただきます。筆頭演者としては発表できません。